

概要版

宜野湾市教育振興 基本計画

～学び合い、未来を切り拓く人材の育成～



計画策定にあたって

計画策定の趣旨

近年、我が国では核家族化や少子高齢化、経済社会のグローバル化、価値観の多様化、インターネットや携帯電話、ゲーム機の急速な普及など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。いじめや不登校の増加、道徳心や規範意識の低さなど、様々な問題が顕在化し学校・家庭・地域の教育のあり方が問われています。

国においては、平成18年12月、60年ぶりに教育基本法が改正され、同法第17条には、国に教育振興基本計画の策定が義務付けられ、地方公共団体においても、国の計画を参照し、その地域の実情に応じた基本的な中長期的計画の策定に務めなければならないとされております。宜野湾市では、これまでの取組の成果と課題を踏まえながら、学びの原点である家庭教育と学校教育を充実させるとともに社会教育を融合させたシステムを構築し、中期的視点に立った本市の教育が目指すべき方向性と今後5年間に取り組む施策について示した「宜野湾市教育振興基本計画」を策定しました。

計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき国や県の教育振興基本計画を踏まえつつ、宜野湾市総合計画を上位計画として、宜野湾市の教育の振興に関する基本的な方向や講すべき施策を体系的に示すものです。

計画期間

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5か年計画とします。ただし、状況の変化により見直しの必要が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

平成28年度



平成32年度

検証・見直し 次期計画



計画の基本理念と施策の基本方向

今後5年間に推進する本市教育の基本的な考え方と目指すべき姿を「基本理念」で示し、基本理念の実現を目指して実施する施策の方向性を計画の「基本方向」で示しています。そして、計画の基本方向を具体化するための7つの「基本目標」を定めました。

□□□ 基本理念 □□□

学び合い、未来を切り拓く人材の育成

宜野湾市では、「学び」と「つながり」を視点に、学校・家庭・地域が、学びや活動をとおして、つながり、支え合いながら、大人も子どもも共に成長し、夢の実現に向けて未来を切り拓くことのできる人材、そして地域から世界につながり活躍できる人材の育成を目指します。

3つの基本方向

1

生きる力を育む
“ひとづくり”

2

学校に関わる人たちが活動をとおしてつながる
“学校づくり”

3

地域が学びをとおしてつながる
“まちづくり”

基本目標

1. 確かな学力の向上

3. 地域と連携した教育活動の充実

6. 生涯をとおした学びの推進

2. 豊かな心・健やかな体の育成

4. 教職員の指導力の向上

7. 郷土を学びつなぐ環境の充実

5. 教育環境の充実

基本方向を支える環境整備

計画で取り組むこと

① 生きる力を育む“ひとづくり”

基本目標1. 確かな学力の向上

社会の様々なことに興味・関心を持ち、自らすすんで学習に取り組むとともに、学びによって得た知識・技能を問題解決のために活用する力、他者と協働するためのコミュニケーション力を身に付けることや、異文化に対する理解や日本人としてのアイデンティティを培い、グローバリ化に対応できる人材の育成に取り組みます。また、子どもたちの視野を将来にまで広げサポートしていくキャリア形成教育の充実を図り、生涯にわたって学び続ける姿勢を身に付ける教育活動を進めます。

基本施策

- ① 幼児教育の充実
- ② わかる授業の構築
- ③ 特別支援教育の充実
- ④ 外国語教育を含めた国際理解教育
- ⑤ キャリア形成教育の推進
- ⑥ 体験活動や読書活動の推進

基本目標2. 豊かな心・健やかな体の育成

自他の違いを認めることや、異なる文化や価値観を持った人たちと共に生きるための豊かな心や、社会の一員としての規範意識など、社会性を育む教育活動に取り組むとともに、いじめや不登校、児童生徒の問題行動の未然防止、早期対応を行うため教育相談体制の充実を図ります。

また、たくましく生きるための健やかな体を育む教育を進めるとともに、学校給食を通して正しい食生活への理解と望ましい食習慣の形成を図るよう食育への取組を推進します。

基本施策

- ⑦ 人権教育の推進
- ⑧ 道徳教育の推進
- ⑨ 健やかな体づくりの推進
- ⑩ 食育の推進
- ⑪ 教育相談、援体制の推進

2 学校に関わる人たちが活動をとおしてつながる“学校づくり”

基本目標3. 地域と連携した教育活動の充実

保護者や地域の方々に学校教育活動に関する情報の積極的な発信を行い、学校が必要とする活動について地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進していきます。また、地域住民、社会教育関係団体、大学NPOなど様々な人の力を借りて、学校や公民館等、子どもの身近な場所で体験や交流活動、学習支援を行うなど地域ぐるみで子どもを育成する体制づくりに取り組み、学校支援活動をとおして学校と地域、地域と地域をつなぐ取組を推進します。

基本施策

- ⑫ 学校支援地域本部を中心とした学校支援の充実
- ⑬ 子どもの居場所づくりの推進
- ⑭ 青少年支援ネットワークの充実

基本目標4. 教職員の指導力の向上

学校の教育力には教職員の実践的指導力が重要であることから、様々な研修プログラムの設定や専門機関である大学との連携による校内研修の充実、様々な教育課題の解決に向けた研究活動を推進するなど教職員の人材育成に取り組みます。

基本施策

- ⑮ 階層別教職員研修等の充実
- ⑯ 大学と連携した校内研修の充実
- ⑰ ICTを活用した授業力の向上
- ⑱ 教員の教育研究活動の充実

基本目標5. 教育環境の充実

安全・安心な教育環境を確保することにより、学校の教育力が高められます。関係機関と連携して子どもの安全確保と見守り活動を推進していきます。施設面では、学校施設の耐震化、老朽化対策に取り組みます。

学習教材等の面では、電子黒板などのICT機器の導入を進めるとともに校務用コンピュータの整備、活用を推進し、教員の子どもと向き合う時間を確保していきます。社会問題となっている教職員のメンタル不調の増加については専門家を活用したメンタルヘルス対策を進めます。

基本施策

- ⑲ 学校のICT化の推進
- ⑳ 学校図書館機能の充実
- ㉑ 学校等施設・設備の充実
- ㉒ 子どもの安全・安心の確保
- ㉓ 教職員の労働環境の充実

③ 地域が学びをとおしてつながる“まちづくり”

基本目標6. 生涯をとおした学びの推進

豊かな学びを創るために、市民図書館や中央公民館など学びの拠点施設を中心とした学習活動を推進していきます。また、家庭の教育力を高める支援体制の充実を図り、大人と子どもが共に学び、学びを広げることにより地域のつながりを築いていきます。そして地域の子どもたちを地域に貢献する人材に育てることにより次の世代を育成する世代間循環サイクルを構築していきます。また、学習成果を地域社会や学校教育に還元できる地域のキーパーソンを育成するため、市民大学の開校を目指した取組を進めます。

基本施策

- ②4 中央公民館を拠点とした学習支援の推進
- ②5 市民図書館を中心とした学習環境の充実と基盤整備
- ②6 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり
- ②7 家庭教育支援の充実
- ②8 芸術文化活動の推進
- ②9 スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ③0 地域活動団体への支援
- ③1 地域を支える人材の育成と基盤整備

基本目標7. 郷土を学びつなぐ環境の充実

郷土に誇りと愛着を持ち、地域とのつながりを大切にしながら国際社会に羽ばたく人材を育成するため、学校の教育課程において郷土学習の実践を進めるなど、郷土の自然、歴史や文化、偉人などに学び親しむ環境づくりを進めるとともに、将来的に貴重となる公文書や地域資料を積極的に収集、保存する取組を推進します。また、文化財ガイド等の育成に努め、地域資源や人材を活用したまちづくりを推進します。

基本施策

- ③2 伝統文化、伝統芸能の継承・発展
- ③3 文化財の保存整備等の推進
- ③4 歴史を活かしたまちづくりの推進
- ③5 博物館を拠点とした歴史・文化の保存活用の充実
- ③6 文化関係団体等への活動支援と人材育成
- ③7 郷土学習の推進

基本方向を支える環境整備

学校教育現場や社会教育現場の課題も踏まえながら、広く地域住民の意見を拾い、将来の教育制度のあり方について、社会の動向も見極めながら検討を行います。

また、市教育の目標を実現するため、推進体制の強化を図ります。

基本施策

- ③8 教育制度の改革と推進体制の強化

計画の推進に向けて

～ 宜野湾市の教育を市民みんなで推進していくために～

行政の役割

- ・教育施策の実施主体として本計画の推進、環境の充実に努めます。
- ・学校の様々な課題に向き合い、個性ある学校づくりが展開できるよう学校を支援していきます。
- ・教職員の資質向上に努めます。
- ・家庭・地域における子どもの教育と親や大人の学習支援に努めます。
- ・多岐に渡る教育課題に対応するため、教育分野以外の関係機関との連携・協力に努めます。
- ・教育ニーズを的確に把握し、効率的、効果的な実施に努めます。

学校の役割

- ・子どもたちの心身の発達に応じて、社会で生きていくための基礎となる知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成に努めます。
- ・教育者としての誇りと使命を自覚し、自らを磨いて資質・能力の向上に努めます。
- ・子どもたちと向き合い、一人一人に応じたきめ細かな学習指導に努めます。
- ・幼児期からの一貫性のある教育を進めるため、校種間の連携を深めていきます。
- ・地域に開かれた信頼ある学校づくりに努めます。

家庭の役割

- ・家庭は全ての教育の出発点であり、家庭における子育ての重要性を認識し、愛情豊かな子育てに努め、家族の絆を深めていきましょう。
- ・基本的な生活習慣、社会のルールなど、社会生活をする上での「しつけ」をしっかり行うよう努めましょう。
- ・親も親としてのあり方や生き方を身につけるとともに、子どもの将来の生き方について一緒に考え、アドバイスできるよう努めましょう。

地域の役割

- ・地域の大人との関わりをとおして社会のルールやコミュニケーション力を身につけるなど、子どもの成長に地域の大人が積極的に関わっていくよう努めましょう。
- ・大人と子どもが一緒に参加できるような行事や活動機会を多く提供し、子どもの成長に地域の大人が積極的に関わっていくよう努めましょう。
- ・地域と学校、関係団体等が力を合わせ、地域全体で子どもたちを見守り育てていくよう努めましょう。

計画の実行性

本計画を実行性のあるものにするために、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルによるマネジメントシステムにより計画の実効性を確保していきます。

本計画の推進にあたっては、施策の成果や課題等について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条に基づき、各事業の実施状況について点検・評価を行い、議会に報告、市民に公表するとともに、その結果を施策の展開に反映させながら、効果的かつ継続的な推進を図ります。

学校においては、学校評価に関する学校教育法・学校教育法施行規則に基づき、教育活動や学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善に努めます。



宜野湾市教育振興基本計画

平成27年8月発行/宜野湾市教育委員会 総務課

住 所 :〒901-2203

沖縄県宜野湾市野嵩730番地

TEL : 098-892-8280

HP : <http://www.city.ginowan.okinawa.jp>